

箱根地区水道事業包括委託 実施方針

平成 24 年 8 月

神奈川県企業庁

目 次

第1章 事業内容	1
1 事業名称	1
2 事業の目的	1
3 本実施方針における用語の定義	1
4 対象業務及び対象施設	2
5 事業方式	2
6 事業期間	2
7 本事業の引継ぎ	2
8 遵守すべき関係法令等	2
第2章 事業者の選定に関する事項	3
1 事業者の選定に係る事項	3
(1) 参加資格要件の確認	3
(2) 提案の審査	3
(3) 選定事業者の決定	3
2 参加資格に関する事項	3
(1) 応募者の構成等	3
(2) 応募者の参加資格要件	3
(3) 参加資格確認基準日	4
3 事業者選定等のスケジュール等	5
第3章 事業契約等に関する事項	6
1 事業契約に関する基本的事項	6
(1) 基本協定の締結	6
(2) 特別目的会社（SPC）の設立	6
(3) 事業契約の締結	6
2 委託費の支払い	6
(1) 委託費の構成	6
(2) 支払時期及び支払方法	7
(3) 災害等により生じた被害の復旧対応	7
3 その他	7
(1) 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置	7
(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置	7
(3) 提案書等について	7

第4章 業務実施に関する事項.....	8
1 対象業務の水準.....	8
2 施設等の使用.....	8
(1) 土地及び施設.....	8
(2) 物品.....	8
(3) 情報システム.....	8
(4) その他.....	8
3 業務におけるリスク.....	8
(1) リスク分担の基本的な考え方.....	8
(2) 本事業で想定されるリスク.....	9
4 県企業庁によるモニタリング.....	9
5 竣工物件等の帰属.....	9
6 危機管理事象が発生した際の協力体制.....	9
第5章 箱根地区水道事業の概要と業務に関する事項.....	10
1 箱根地区水道事業の概要.....	10
2 管内施設の概要.....	12
(1) 水源施設.....	12
(2) ポンプ施設.....	12
(3) 配水池.....	13
3 対象業務.....	13
(1) 管理分野.....	13
(2) 運営分野.....	13
(3) 施設分野.....	14
(4) 危機管理分野.....	14
(5) その他の業務.....	14
別紙 リスク分担表.....	15

神奈川県企業庁（以下「県企業庁」という。）は、現在、県企業庁が実施している箱根地区水道事業の大部分の業務を包括的に民間事業者（以下「事業者」という。）に委託する予定である。

この度、事業の内容を開示し、事業者の参画を促進する目的として、箱根地区水道事業包括委託（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めたので公表する。

なお、実施方針は、公表後に事業者から受け付けた質問、意見等を踏まえ、公募までの間にその内容を見直し、変更を行うことがあるが、変更を行った場合には、県企業庁ホームページを通じて公表する。

ホームページURL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300699/>

第1章 事業内容

1 事業名称

「箱根地区水道事業包括委託」

2 事業の目的

本事業は、水道事業における広域化、公民連携、海外展開等の動きが活発化している中、事業者において求められる水道事業の運営実績づくりやノウハウ習得のため、県企業庁が県営水道の一部である箱根地区の給水区域をフィールドとして提供し、新たなビジネスモデルづくりへ繋げるための第一歩として、水道事業の包括委託を実施するものである。

また、本事業は、県内経済の活性化を目指すと同時に、民間の経営ノウハウの活用により、箱根地区水道事業の効率化、ひいては、それに類似する小規模水道事業の経営健全化に資するモデル構築をも目的とするものである。

具体的には、窓口業務、料金徴収等のお客さま対応や浄水場の運転管理、保守点検等、さらには水道施設工事の発注・施工を含む水道事業に係る業務全体を包括的に事業者へ委託し、事業者による経済原理に基づく経営手法を活かすと同時に、水道事業の運営ノウハウを事業者が習得することを支援するものである。

3 本実施方針における用語の定義

単独事業者：本事業に単独で応募する事業者をいう。

共同事業体：本事業に応募する複数の事業者で構成される団体をいう。

代表事業者：共同事業体を構成する事業者のうち、当該共同事業体を代表する事業者をいう。

構成事業者：共同事業体を構成する事業者のうち、代表事業者以外の事業者をいう。

選定事業者：県企業庁による選定の結果、本業務の相手方に決定した単独事業者又は共同事業体をいう。選定事業者は県企業庁との間に本業務に係る基本協定を締結する。

受託事業者：県企業庁と本事業の契約を締結し、本事業を遂行する事業者をいう。

4 対象業務及び対象施設

本事業の対象業務及び対象施設については、「第5章 箱根水道事業の概要と業務に関する事項」に記載する。

5 事業方式

本事業は、水道事業者としての事業主体、水道事業経営及び施設保有に係る業務は引き続き県企業庁が担い、その他の水道事業運営に係る業務を一括して受託事業者へ委託する「包括委託」とする。

したがって、水道料金については、受託事業者が収納に係る業務を行い、県企業庁が収入することとし、水道事業運営に係る費用については、県企業庁が委託費として受託事業者へ支払うものとする。

6 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成31年3月31日までとする。

7 本事業の引継ぎ

県企業庁から受託事業者への業務引継ぎは、箱根地区水道事業を安全・安心・安定的に実施するための重要な要素であることから、引継ぎ業務も包括委託範囲に含めるものとし、引継ぎ期間は契約締結の日から平成26年3月31日までとする。

なお、引継ぎ業務に係る費用で県企業庁が認めた経費については、委託費として県企業庁が負担する。

8 遵守すべき関係法令等

受託事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる、次の例示を含めた関係法令等を遵守しなければならない。

水道法
下水道法
建築基準法
都市計画法
河川法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
電波法
電気事業法
自然公園法
道路法
道路交通法
建設業法
消防法
水質汚濁防止法
大気汚染防止法
地球温暖化対策の促進に関する法律
神奈川県営上水道条例

第2章 事業者の選定に関する事項

本章に記載する事業者の選定に関する事項は、現時点での案であり、公募時に改めて確定したものを公表する。

1 事業者の選定に係る事項

本事業における事業者の選定については、競争性と透明性を確保した上で、公募型プロポーザル方式により行い、その手続きは次のとおり実施する。

(1) 参加資格要件の確認

県企業庁は、応募者の参加資格について確認を行う。

(2) 提案の審査

県企業庁は、県企業庁職員及び有識者等により構成される「審査会」を設置する。

審査会は、上記(1)により参加資格要件を満たしていることが確認された応募者から提出された提案を審査し、審査結果を県企業庁に報告する。

なお、審査は、書面のほかに、ヒアリングにより実施する。

また、審査会の委員（以下「審査委員」という。）は、公募時に公表する。

(3) 選定事業者の決定

県企業庁は、審査会から報告を受けた審査結果をもとに選定事業者を決定する。

2 参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

ア 応募者の形態は、単独事業者による応募又は共同事業者による応募のいずれも可とする。

イ 共同事業者で応募する場合は、代表事業者を1者定めることとする。

ウ 共同事業者で応募する場合、代表事業者は、本事業の応募に係る手続きのすべてを行う。構成事業者が、代表事業者の代わりに手続きを行うことはできない。

エ 本事業に係る参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格確認申請書」という。）提出後から受託事業者との事業契約締結までの間、代表事業者の変更、構成事業者の変更及び追加は原則として認めない。ただし、提案書の提出期限までの間で県企業庁がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

オ 一つの事業者が重複して本事業に応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該事業者が構成員となっている単独事業者又は共同事業者の応募は無効とする。

(2) 応募者の参加資格要件

次の項目のうち、アからクまでの要件は、単独事業者、代表事業者及びすべての構成事業者が満たさなければならない。また、ケの要件は、応募者が単独事業者の場合は単独事業者が、共同事業者の場合は代表事業者又は構成事業者のうち1者以上が満たしていなければならない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 神奈川県入札参加資格者名簿（工事又は一般委託）に登載されている者であること。
- ウ 神奈川県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- エ 神奈川県内の指名停止期間中の者でないこと。
- オ 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
 - （ア） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - （イ） 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- カ 「箱根地区水道事業の包括委託化支援業務委託」又は「業務運営の効率化に係る基礎調査業務委託」を受注した法人又はその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）でないこと。
- キ 審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社の関係者でないこと。
- ク 労働保険加入事業所であること。
- ケ 浄水場・水源・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務の実施を担う者は日本国内において、水道事業者又は水道用水供給事業者が発注する浄水場の運転管理業務を受託した実績があり、かつ当該業務の経験年数が3年以上ある者。

（3）参加資格確認基準日

- ア 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期間の最終日とする。
- イ 参加資格申請書提出後から提案書提出までの間、単独事業者又は、共同事業体を構成する事業者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、当該単独事業者又は共同事業体は参加することができない。
- ウ 提案書提出後から選定事業者決定までの間、単独事業者又は、共同事業体を構成する事業者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、県企業庁は当該単独事業者又は共同事業体を落札者決定のための審査対象から除外する。

3 事業者選定等のスケジュール等

事業者選定等のスケジュールは、次のとおりである。

日程	実施事項
平成 24 年 8 月 22 日	実施方針及び業務要求水準書（案）の公表
8 月 28 日	実施方針に関する説明会の実施
9 月	実施方針及び業務要求水準書（案）に関する質問の受付※
10 月	実施方針及び業務要求水準書（案）に関する質問に対する回答の公表 事業者個別ヒアリング※
平成 25 年 3 月	予算の承認（予定）
5 月	事業者の公募 公募に関する説明会の実施 公募内容に関する質問の受付
6 月	公募内容に関する質問に対する回答の公表
8 月	提案書の受付
10 月	選定事業者の決定 基本協定の締結
12 月	事業契約の締結

※ 詳細については、県企業庁のホームページで公表する。

第3章 事業契約等に関する事項

1 事業契約に関する基本的事項

(1) 基本協定の締結

県企業庁は、選定事業者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、選定事業者決定後から基本協定の締結日までの間、選定事業者が第2章2(2)に記載の参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たさなくなった場合、県企業庁は選定事業者と基本協定を締結しない場合がある。

(2) 特別目的会社（SPC）の設立

選定事業者は、本事業の契約締結前までに特別目的会社（Special Purpose Company、以下「SPC」という。）を設立する。なお、SPCは、会社法に定める株式会社とする。

選定事業者を構成するすべての事業者は、SPCに対して出資することを要し、選定事業者において議決権株式の過半数を保有する。なお、選定事業者が共同事業体の場合は、代表事業者の出資比率が全出資者の中で最大でなければならない。

また、選定事業者以外で出資のみを行う者は、参加資格要件のうち、アからクまでの全ての要件を満たさなければならない。

なお、出資者がSPCに係る保有議決権株式を譲渡又はその他の方法により処分する場合には、事前に県企業庁の承認を得なければならない。

(3) 事業契約の締結

県企業庁は、基本協定の規定に基づき、SPCと事業契約を締結する。

なお、基本協定締結後から事業契約の締結までの間、出資者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、県企業庁は受託事業者と事業契約を締結しない場合がある。

2 委託費の支払い

(1) 委託費の構成

県企業庁より支払う委託費を構成する項目は、次のとおりである。

項目	内容	備考
固定費	本事業の実施にあたり固定的にかかる費用（人件費、通信運搬費、外部委託費、賃借料、雑費、保険料、消耗品費、光熱水費等）	
変動費	本事業の実施にあたり変動的にかかる費用（薬品費、動力費）	送水量の増減に応じて変動
経常修繕費	契約段階では工事箇所を特定しない経常的な修繕工事（漏水修理等）	
計画修繕費	県企業庁が定める修繕計画に基づき、契約当初に工事箇所を特定する修繕工事	
施設更新費※	県企業庁が定める施設整備計画に基づき契約当初に工事箇所を特定する更新工事	

※ 施設更新費とは、施設整備計画に基づく資本工事等をいう。

(2) 支払時期及び支払方法

ア 固定費、変動費、経常修繕費

- (ア) 契約に基づく年間計画額を均等に割り、定期的（月毎、四半期毎など）に支払う。
- (イ) 支払は、受託事業者からの定例報告を受け、業務の完了を県企業庁が確認した後に行う。
- (ウ) 変動費及び経常修繕費については、年度末に実績額が確定した後に精算する。
- (エ) 経常修繕費に該当する工事は、原則として受託事業者が自らの判断で実施できるものとするが、見積額が250万円を超える工事の実施については、事前に県企業庁の承認を得なければならない。

イ 計画修繕費、施設更新費

- (ア) 契約に基づく実施計画により、個々の工事ごとに支払う。
- (イ) 支払は、受託事業者からの業務完了報告を県企業庁が確認した後に行う。
- (ウ) 実施計画の変更に伴う手続きなど、詳細については契約書に定める。

(3) 災害等により生じた被害の復旧対応

地震、風水害などによる災害や事故等により施設に被害が生じた場合は、県企業庁と復旧作業等について対応を協議する。なお、復旧に係る経費は、委託費とは別に県企業庁が負担する。

3 その他

(1) 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約及び事業契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、県企業庁と受託事業者は、誠意をもって協議する。なお、事業契約及び事業契約に附帯する事業計画に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

ア 受託事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

県企業庁は、受託事業者に対して修復を指示し、一定期間内に修復策の提出・実施を求め、受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、県企業庁は契約を解除することができるものとする。

なお、本措置の詳細は、契約書に定める。

イ その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約書の定めに基づき対応を協議する。

(3) 提案書等について

応募に当たっての費用は応募者が負担し、提出された提案書等の著作権は応募者に帰属するが、公表、展示、その他県企業庁が必要と認めるときは、応募者の了解を得た上で、県企業庁はこれを使用できるものとする。

第4章 業務実施に関する事項

1 対象業務の水準

受託事業者は、事業期間中、公募時に公表する業務水準を満たさなければならない。

2 施設等の使用

(1) 土地及び施設

受託事業者は、本事業の実施に必要な範囲において、県企業庁が所有する土地、営業所建物及びその他施設を使用できる。

(2) 物品

受託事業者は、庁舎に備え付けられている物品（机、いす、ロッカーなど）を使用できる。

(3) 情報システム

受託事業者は、業務実施において次の県企業庁情報システムを使用しなければならない。

当該情報システムを使用するために必要なネットワーク及び機器等については、県企業庁が貸与するものを使用し、個別の情報機器等の持込みはできない。

なお、県企業庁情報システムのネットワーク及び機器等に接続せずに受託事業者が使用する情報機器等が必要な場合には、県企業庁と協議し許可を得なければならない。

当該情報システムの操作については、県企業庁が操作マニュアル等を貸与するほか、操作研修やヘルプデスクによる支援を行う。

【使用する県企業庁情報システム】

- 上下水道料金管理システム
- 管路情報システム
- 漏水修理等工事管理システム
- 鉛管使用状況管理システム
- 給水装置工事管理システム
- お客さまコールセンター対応管理システム

(4) その他

受託事業者は、箱根水道営業所に配備されている県企業庁が所有する加圧式給水車を使用できる。ただし、緊急時等において県企業庁が使用する場合がある。

3 業務におけるリスク

(1) リスク分担の基本的な考え方

県企業庁と受託事業者は各々が担う業務についてリスクを負担するが、受託事業者は、不可抗力など当事者の責に帰すことのできないリスクについては、その限りではない。

(2) 本事業で想定されるリスク

本事業で想定されるリスクについて、概略を「別紙 リスク分担表」として示す。
詳細は、公募時に公表する。

4 県企業庁によるモニタリング

県企業庁は、受託事業者の実施する本事業に係る業務全般について、業務の履行状況を確認するとともに、受託事業者の財務状況を確認するため、定期的にモニタリングを実施する。

県企業庁は、受託事業者の実施する業務の水準が、契約書に定める水準を満たすことができないと判断した場合には、その内容に応じてペナルティを課すとともに、業務内容の速やかな改善を指示し、受託事業者は、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容については、公募時に公表する。

5 竣工物件等の帰属

契約期間中に竣工した水道施設、ソフトウェア、図書等は全て県企業庁に帰属する。

6 危機管理事象が発生した際の協力体制

地震、風水害、事故等危機管理事象が発生した際には、受託事業者は県企業庁の指揮命令系統下におかれるものとする。

また、他水道事業体及び関連団体等から県企業庁へ協力要請があった場合は、受託事業者はできる限り県企業庁からの指示を受けて、要請に応じるものとする。なお、当該費用は原則として県企業庁が負担する。

第5章 箱根地区水道事業の概要と業務に関する事項

1 箱根地区水道事業の概要

箱根地区水道事業の概要は以下のとおりである。

<p>給水区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仙石原 ・宮城野 ・強羅 ・木賀（字木賀、新田及び川向に限る。） ・元箱根（字旧札場、三右エ門平、禅月山及び神宮山に限る。） 
<p>地区給水戸数及び 給水人口</p>	<p>給水戸数：4,298戸、給水人口：6,189人 （平成24年4月1日現在・箱根町人口の約46%）</p>
<p>年間使用水量</p>	<p>2,538,056m³ （平成23年度、家事用33.7%、営業用63.8%、公共用その他2.5%）</p>
<p>計画1日最大給水量</p>	<p>20,000m³</p>

2 管内施設の概要

管内施設の概要は以下のとおりである。

(1) 水源施設

水源	取水施設	計画取水量	備考
イタリー水源	湧水集水設備 8箇所	4,400m ³ /日	
品ノ木水源	湧水集水埋渠 51.6m	3,300m ³ /日	
水土野水源	湧水集水設備 2箇所	13,000m ³ /日	
滝沢水源	湧水取水井 φ5.0m×深8.7m	—	休止中
大畑沢水源	湧水集水設備 1箇所	—	休止中

(2) ポンプ施設

揚水ポンプ(上水)

名称	水量(m ³ /h)	揚程(m)	出力(kW)	台数
高原ポンプ所	66	95	30	3
温泉荘ポンプ所	66	100	30	3
大涌谷低区ポンプ所	27	110	15	2
第一ポンプ所	168	60	45	4
下湯ポンプ所	132	105	75	3
大畑沢ポンプ所	120	120	75	3
上湯ポンプ所	120	80	50	2

取水・送水ポンプ(水源・浄水場)

名称	水量(m ³ /h)	揚程(m)	出力(kW)	台数
イタリーポンプ所	70	100	37	3
品ノ木ポンプ所	120	125	75	2
水土野ポンプ所	168	120	90	4

揚水ポンプ(原水)

名称	水量(m ³ /h)	揚程(m)	出力(kW)	台数
イタリーポンプ所	104.4	100	55	3
高原ポンプ所	104.4	93	55	3
温泉荘ポンプ所	104.4	103	55	3
大涌谷低区ポンプ所	104.4	102	55	3

(3) 配水池

名称	有効容量 (m ³)	備考
高原配水池	982	災害用指定配水池
温泉荘配水池	732	
大涌谷低区配水池	1257	
大涌谷高区配水池	18	
姥子配水池	115	
湖尻配水池	115	
台ヶ岳配水池	1,280	
上湯配水池	1,536	
早雲山高区配水池	108	
早雲山低区配水池	200	
旧早雲山低区配水池	132	休止中
強羅第1配水池	30	H24年度休止予定
下湯配水池	2,944	
小塚山配水池	703	
中強羅配水池	375	
強羅第3配水池	34	
公園下配水池	191	
強羅配水池	1280	災害用指定配水池
箱根配水池	169	休止中
宮城野配水池	115	休止中
第1減圧槽	21.6	
第2減圧槽	2.16	
第3減圧槽	1	
第4減圧槽	1	

3 対象業務

本事業対象業務については、以下のとおりである。各業務に関する詳細は「業務要求水準書(案)」に記載するとともに、公募時に公表する。

(1) 管理分野

- ア 庁舎管理業務
- イ 固定資産管理補助業務
- ウ 県企業庁から提供及び貸与される物品管理業務
- エ 広報広聴業務
- オ 県企業庁及び外部機関との連絡調整業務
- カ 研修業務
- キ 営業時間外業務
- ク その他管理業務

(2) 運営分野

- ア 受付業務(窓口・電話)
- イ 県企業庁収入金の徴収業務
- ウ 共同住宅の水道料金に関する手続き業務
- エ 量水器点検業務
- オ 未納整理業務
- カ 検満・故障量水器取替業務

(3) 施設分野

- ア 計画業務及び水量分析業務
- イ 浄水場・水源・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務
- ウ 水質管理業務
- エ 自家用電気工作物保守業務
- オ 工事等業務
- カ 一般給水装置業務
- キ 維持管理業務
- ク 貯水槽水道に係る業務
- ケ 調査・問合せ対応業務
- コ お客さま対応業務
- サ 維持工事用（漏水修理）材料及び専用工具の管理

(4) 危機管理分野

- ア 災害時の対応
- イ 災害対策訓練等
- ウ 災害時の体制強化に係る業務
- エ 災害対策用資機材等の管理
- オ 事故時対応
- カ その他の危機管理対応

(5) その他の業務

- ア 立入検査対応
- イ 箱根温泉原水供給業務
- ウ 箱根地区水道事業標準業務フロー（仮称）の作成

別紙 リスク分担表

1. 県企業庁が負担するリスク

リスクの種類	内容
構想・計画リスク	政策変更による事業の変更・中断・中止・遅延等
法制度等リスク	法制度・許認可等の新設・変更に関わるもの（水道事業関連）
許認可リスク	県企業庁が取得すべき許認可の遅延に関するもの
税制変更リスク	本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの（消費税等）
環境悪化リスク	県企業庁が行う業務に起因する環境の悪化
第三者賠償リスク	県企業庁の責に起因する事故によるもの
不可抗力リスク	戦争、暴動等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの
	地震・風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの（軽微なもの以外）
契約締結リスク	県企業庁の責に帰すべき事由により契約が締結できない事象の発生
契約解除リスク	県企業庁の責に帰すべき事由による契約解除に伴う損失の発生
お客様対応リスク	お客さまからの住民監査請求、訴訟提起など
施設リスク	既存施設の診断と評価、瑕疵担保
用地リスク	工事予定地の確保に関するもの（工事等により発生の場合）
料金改定リスク	料金改定に関するの議会及びお客さまへの説明、周知
計画外工事発生リスク	県企業庁が定める計画に無く、事業者の責によらない工事の発生
経費上昇リスク	事業者の責によらない経費の上昇
送水量変動リスク	送水量により変動する薬品費および動力費についての年間計画送水量との差分に係るもの

2. 受託事業者が負担するリスク

リスクの種類	内容
法制度等リスク	法制度・許認可等の新設・変更に関わるもの（水道事業関連以外）
許認可リスク	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの
税制変更リスク	事業者の利益に関わる税率の変更によるもの（法人税等）
環境悪化リスク	事業者の業務に起因する環境の悪化
第三者賠償リスク	事業者の責に起因する事故によるもの
不可抗力リスク	地震・風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの（軽微なもの）
契約締結リスク	事業者の指名停止等、事業者の責による契約の否決
契約解除リスク	事業者の責に帰すべき事由による契約解除に伴う損失の発生
お客様対応リスク	日常業務における、お客さまへの説明、窓口対応によるもの
デフォルトリスク	事業者の事業放棄・破綻、契約違反・債務不履行によるもの
発注者責任リスク	工事請負契約等業務発注に関するもの
工事遅延リスク	事業者の責めにより工事が遅延する、または完工しないことによるもの
施設運営リスク	操作ミス等により運営業務に支障をきたすことによるもの
経費上昇リスク	事業者の責によるコストの増加
要求水準不適合リスク	事業者の責により業務に必要な水準を満たしていないことによる損失の発生

本事業に関する問合せ先

神奈川県企業庁企業局水道部計画課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

電 話 045-210-7260

U R L : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300699/>